

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	医療費給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、医療費給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこと認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

## 評価実施機関名

花巻市長

## 公表日

令和2年3月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療費給付に関する事務
②事務の概要	○花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例、花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則、花巻市ひとり親家庭医療費給付規則、花巻市寡婦等医療費給付規則、花巻市小学生医療費給付規則、花巻市中心身障害児医療費給付規則及び花巻市中学生、高校生等医療費給付規則に基づき、医療費給付事務等を行う。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①医療費給付に係る医療費受給者証の交付申請、資格変更、資格喪失届出等、受給者の資格管理に関する事務 ②医療費の給付に関する事務
③システムの名称	①医療費給付システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
医療費給付受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 ○花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会にかかる項【65、70、74、108の項】 ○花巻市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国保医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部国保医療課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査 [ ○ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 八重樫 洋子	課長 畠山 敬志	事後	
平成30年8月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例、花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則、花巻市ひとり親家庭医療費給付規則、花巻市寡婦等医療費給付規則、花巻市小学生医療費給付規則及び花巻市中心身障害児医療費給付規則に基づき、医療費給付事務等を行う。	○花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例、花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則、花巻市ひとり親家庭医療費給付規則、花巻市寡婦等医療費給付規則、花巻市小学生医療費給付規則、花巻市中心身障害児医療費給付規則及び花巻市中学生、高校生等医療費給付規則に基づき、医療費給付事務等を行う。	事後	
平成30年8月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月24日時点	平成30年8月2日時点	事後	
平成30年8月28日	II しきい値判断項目 2.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月24日時点	平成30年8月2日時点	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 藤井 保宏	課長	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正